

食物アレルギーがある 幼児児童生徒の 保護者の方へ

食物アレルギーがある子供たちが 学校生活を安心して過ごすために

「学校生活管理指導表」 って何!?

医師が診断結果に基づいて、幼児児童生徒のアレルギー疾患の情報を記載するためのものです。学校が食物アレルギーがある幼児児童生徒への対応を行う際、個々の症状等を正しく把握する必要があります。学校生活上の留意点を踏まえて適切な対応を考えていきます。

学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)

名前 () (男・女) 年 月 日生 年 組

この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に活用されるものです。

病型・治療	学校生活上の留意点
目 的 食物アレルギー疾患 (食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 病型 2. 重症アレルギー疾患 3. 食物依存性アレルギー反応 (アナフィラキシー) アナフィラキシー発症 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 発症 (要旨) 2. 食物依存性アレルギー反応 (アナフィラキシー) 3. 重症アレルギー反応 (アナフィラキシー) 4. 経過 5. 治療 6. その他	目 的 1. 緊急時 2. 緊急時 3. 緊急時 4. 緊急時 5. 緊急時 6. 緊急時 7. 緊急時 8. 緊急時 9. 緊急時 10. 緊急時 11. 緊急時 12. その他
病型・治療 1. 病型 2. 重症アレルギー疾患 3. 食物依存性アレルギー反応 (アナフィラキシー) 4. 経過 5. 治療 6. その他	学校生活上の留意点 1. 緊急時 2. 緊急時 3. 緊急時 4. 緊急時 5. 緊急時 6. 緊急時 7. 緊急時 8. 緊急時 9. 緊急時 10. 緊急時 11. 緊急時 12. その他

※学校生活管理指導表を医師が記載するにあたり、各医療機関で定められた料金がかかる場合があります。

医師の診断のもと、給食での対応を検討します。

表面にはアナフィラキシー・食物アレルギー-気管支ぜん息を、裏面にはアトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎を記載するようになっていきます。

病型・治療の部分は特に重要となります。まずはかかりつけ医に相談し、診断を受けることをお勧めします。

※学校生活管理指導表を医師が記載するにあたり、各医療機関で定められた料金がかかる場合があります。

〈学校生活管理指導表〉 出典：公益財団法人日本学校保健会

✓ 幼児児童生徒の食物アレルギーに対して、学校において配慮を希望する場合は、必ず学校生活管理指導表を提出してください。

Q 学校生活管理指導表はなぜ必要なの?

A 学校生活で配慮を希望する場合は、学校生活管理指導表に記載されている医師の診断結果に基づいて学校 (共同調理場) と保護者が面談をします。学校生活管理指導表は配慮の内容を決める時に必要な資料となります。

また、面談で決まった内容や学校生活管理指導表の内容については、全ての教職員で共有します。

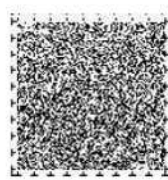
Q 学校生活管理指導表はだれがどこへ出すの?

A 医療機関で食物アレルギーがあると診断され、学校での配慮を希望する場合、医師が食物アレルギーに関する情報を記載し、**保護者が学校に提出します。**

症状等に変化がなくても引き続き配慮や管理を希望される場合は、毎年1回以上、医療機関を受診し、学校生活管理指導表を学校に提出します。

学校生活管理指導表を提出することで...

- 医師による正しい診断を基に、適切な対応をすることができます。
- 不必要な制限をしないで済むことがあります。
- 安全で楽しい学校生活を送ることにつながります。



学校生活の中で、食品を扱う授業や活動には…

学校給食の対応

- 詳細な献立表の配布
- 無配膳対応
- 一部弁当持参
- 除去食対応
- 代替食対応



学校給食の提供が困難な場合は、弁当の持参をお願いすることがあります。(完全弁当持参)

食品を扱う教科等

- 家庭科(調理実習)
- 生活科(食に関する)
- 総合的な学習の時間(食に関する)
- 図工(小麦粘土、牛乳パックなど)
- 学級活動・学校行事(節分)など



宿泊を伴う場合

宿泊を伴う野外活動や修学旅行などは宿泊先と連絡をとる必要があるため、学校との打合せは、行事の2～3か月前から始めましょう。

内服薬・エビペン®などの保管について

内服薬やエビペン®などを職員室で保管するのか、保健室で保管するのか、かばんの中に入れておくのかなど、学校と相談して決めましょう。

校外学習等

- 社会見学(食品工場)
- 遠足(おやつ・弁当)
- 野外教育活動(スキー教室、キャンプ、自然教室など)
- 修学旅行など



学校における食物アレルギー対応のための基本的な流れ (例)

- 1 保健調査票等に記載し、学校に食物アレルギーがあることを知らせます。食物アレルギー対応を希望する場合は、学校生活管理指導表の用紙をもらいましょう。(他にも食物アレルギーに関する調査表や申請書等があります。)
- 2 かかりつけ医を受診して正確な診断を受け、学校生活管理指導表を書いてもらい、学校に提出しましょう。
- 3 実際の対応について学校(共同調理場)と面談します。毎日の学校給食や授業、行事等の場面で食物アレルギーに対する配慮や対応が必要になることが考えられます。学習や活動の内容、食事内容など十分に相談しておきましょう。
- 4 学校は面談の内容を踏まえて「個別の取組プラン」や「緊急時個別対応マニュアル」を作成します。
- 5 学校が作成した「個別の取組プラン」や「緊急時個別対応マニュアル」は、市町村(県立学校は各学校)の食物アレルギー対応に関する委員会で検討され、実際の対応が決定されます。
- 6 全ての教職員が「個別の取組プラン」や「緊急時個別対応マニュアル」を共通理解をするため、校内で研修会等が行われます。
- 7 食物アレルギー対応が開始されます。



学校給食における食物アレルギー対応 毎月の流れ (例)

- 1 〇月分学校給食献立表に加え、詳細な献立表が保護者に配布されます。
- 2 保護者は献立表を見て、アレルゲンの有無を確認し、食物アレルギー対応確認表に記入して学校に提出してください。
- 3 提出された確認表は、「個別の取組プラン」に基づいて学級担任や栄養教諭等の担当者が内容を確認し、校長(単独調理場)・共同調理場長が対応を決定します。
- 4 対応が記入された確認表を保護者に返却します。学級担任は同じ物を教室での確認用に使います。また、全ての教職員が確認できるように保健室や職員室でも使います。
- 5 〇月の学校給食が実施されます。



※市町村(県立学校は各学校)によって用いる書類等の様式が異なります。

お問い合わせ先

愛知県教育委員会・保健体育課
☎ 052-954-6839 (ダイヤルイン)

